

この記入例は、「建築物(戸建て住宅)を新築」する場合のものです [1/2]

第9号様式(その1)(第29条関係)

保全区内等行為届出書
(建築物等の新築、改築又は増築の場合)

令和4年4月1日

奈良県知事 殿

代理人申請する場合、依頼主(施工主)の住所氏名をご記入下さい。施工事業者名ではありませんのでご注意ください。

住所 ○○郡○○町○○123-4
氏名 ○○ ○○
(法人の場合には名称及び代表者の氏名)
(電話番号 0000-00-0000)

奈良県自然環境保全条例第28条第1項の規定により、保全区内で次の行為をするので届け出ます。

住居表示がある場合、住居表示でも結構です。地番である必要はありません。

行為の目的	一戸建て住宅の新築				
行為の場所	○○市 郡	○○町 村	○○字 111番地	地目 宅地	
届出予定の建築物の最高高さをご記入下さい。	建築物その他の工作物				
		新築	改築	増築	その他
	敷地面積	○○.○㎡	㎡	㎡	
	建築面積	○○.○㎡	㎡	㎡	
	延床面積	○○.○㎡	㎡	㎡	
	最高の棟高	○○.○m	m	m	
	用途	戸建て住宅			
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 鉄骨造(プレハブ)	
	階数	2階	階	階	
	屋根	<input type="checkbox"/> 瓦葺	<input checked="" type="checkbox"/> カラーベスト	<input type="checkbox"/> 鉄板葺	
	色彩		灰色		
外壁	<input checked="" type="checkbox"/> モルタル塗	<input type="checkbox"/> 板張	<input type="checkbox"/> しっくい塗		
色彩	ベージュ色				
行為の期間	令和4年5月21日から 令和4年10月31日まで				
添付図面	付近位置図 平面図 立面図 (二)				

行為着手の50日前までに届出が必要です。着手日が未定の場合は、「受理後から」と記入して下さい。

注 1 本書2通を市町村の長を経由して提出し
2 ○印には該当する事項に√印を付けてください

この記入例は、「建築物(戸建て住宅)を新築」かつ【太陽光発電システムも設置する場合】のものです[2/2]

第9号様式(その1)(第29条関係)

保全区内等行為届出書
(建築物等の新築、改築又は増築の場合)

令和4年4月1日

奈良県知事 殿

代理人申請する場合、依頼主(施主)の住所氏名をご記入下さい。施工事業者名ではありませんのでご注意ください。

住所 ○○郡○○町○○123-4
氏名 ○○ ○○
(法人の場合には名称及び代表者の氏名)
(電話番号 0000-00-0000)

奈良県自然環境保全条例第28条第1項の規定により届出するので届け出ます。

住居表示がある場合、住居表示でも結構です。地番である必要はありません。

行為の目的	一戸建て住宅の新築			
行為の場所	○○市 郡	○○町 村	○○字 111番地	地目 宅地
届出予定の建築物の最高高さをご記入下さい。	建築物その他の工作物			
		新築	改築	増築
	敷地面積	○○.○m ²		m ²
	建築面積	○○.○m ²		m ²
	延床面積	○○.○m ²		m ²
	最高の棟高	○○.○m		m
	用途	戸建て住宅		
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 鉄骨造(プレハブ)
	階数	2階		
	屋根	<input type="checkbox"/> 瓦葺	<input checked="" type="checkbox"/> カラーベスト	<input type="checkbox"/> 鉄板葺
色彩		灰色		
外壁	<input checked="" type="checkbox"/> モルタル塗	<input type="checkbox"/> 板張	<input type="checkbox"/> しっくい塗	
色彩	ベージュ色			
行為の期間	令和4年5月21日から 令和4年10月31日まで			
添付図面	付近位置図 平面図 立面図 ()			

住宅新築と同時に太陽光発電システムを設置する場合、こちらにご記入下さい

太陽光発電システム
パネル色彩 ○○

注 1 本書2通を市町村の長を経由して提出し
2 ○印には該当する事項に√印を付けてください

行為着手の50日前までに届出が必要です。着手日が未定の場合は、「受理後から」と記入して下さい。